

大雪地区広域連合新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料・介護保険料徴収猶予事務取扱要綱

令和2年5月1日
要綱第1号

改正 令和3年6月23日 要綱第6号

改正 令和4年6月23日 要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、大雪地区広域連合国民健康保険条例（平成16年3月29日条例第1号）第31条、及び大雪地区広域連合介護保険条例（平成16年3月29日条例第1号）第11条に規定する保険料の徴収猶予について、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する感染症をいう。）（以下「コロナ感染症」という。）の影響により収入が減少した被保険者等に該当する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 猶予の対象者は次に掲げる各号の要件をいずれも満たすものとする。ただし、連合長において必要と判断される場合においては対象者とみなすことができる。

- (1) コロナ感染症の影響により令和4年1月以降で1月以上の任意の期間の収入（不動産、事業、山林、給与）が前年同期に比して概ね20%以上減少していること。
- (2) 一時に保険の納付を行うことが困難であること。

(対象となる保険料)

第3条 対象となる保険料は令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期が到来する大雪地区広域連合の国民健康保険料、介護保険料とする。

(猶予となる期間)

第4条 前2条の要件に該当する保険料については、申請により各納期限より1年以内の期間で猶予することができる。

(準用)

第5条 この要綱に定めるもののほか、徴収猶予についての必要な事項については地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項から3項までの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 コロナ感染症の影響により令和2年2月1日から令和2年6月30日までに納期限が到来する保険料に係る徴収猶予の申請については令和2年6月30日までに申請があった場合には各納期限に遡って申請があったこととみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 コロナ感染症の影響により令和2年2月1日から令和2年6月30日までに納期限が到来する保険料に係る徴収猶予の申請については令和2年6月30日までに申請があった場合には各納期限に遡って申請があったこととみなす。

附 則 (令和3年6月23日 要綱第6号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年度分及び令和3年度分の保険料であって、普通徴収の方法によって徴収する納期又は特別徴収の方法によって徴収する日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にあるものの徴収猶予について適用する。

附 則 (令和4年6月23日 要綱第6号)

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年度分及び令和4年度分の保険料であって、普通徴収の方法によって徴収する納期又は特別徴収の方法によって徴収する日が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にあるものの徴収猶予について適用する。